MIYOSHI CONSULTING

No. 5　2025 年 7 月 31 日発行

総則 6 項（株特対策の否認事例）
～令和 7 年 6 月 19 日東京高裁判決をうけて～

---

1. はじめに

令和 7 年 6 月 19 日、東京高等裁判所は、資産管理会社への出資を通じた相続税の株式評価を巡る裁判で、納税者の主張を認めた一審（東京地裁）判決を破棄し、逆転敗訴の判決を下しました。本件は、財産評価基本通達の形式的な適用が、実質的な租税負担の公平を著しく害する場合にその適用を否認する「総則 6 項」の解釈・適用が争われたものです。本判決は、近年の最高裁判例の判断基準を踏襲しており、今後のタックスプランニング実務に重要な示唆を与えるものとなっております。

---

2. 事案の概要

- **被相続人と資産背景**: 被相続人は、逝去（平成 25 年 10 月）の約半年前、自己所有の上場株式を売却し、多額の預金を有していました。

- **相続税対策の実行**:
  - 被相続人側は、相続開始の約 3 ヶ月前から証券会社担当者に相続税対策の相談を開始しました。
  - 相談の結果、資産管理会社に対し、被相続人から約 36 億円の金銭出資を受け、新株を発行しました。
  - この増資と、その資金による投資信託や外国債への投資実行の結果、資産管理会社の総資産に占める株式等の割合は、増資前の 89.2%から 26.1%へ大幅に減少しました 。

- **申告と課税処分**:
  - **当初申告**: 相続人（請求人）は、上記対策により「株式等保有特定会社（株特）」の判定を回避した上で、小会社としての評価方法（純資産価額方式と類似業種比準価額方式の併用方式）を選択し、1 株あたり 1,858 円で評価・申告しました。
  - **更正処分**: 税務署側は、一連の行為は租税回避目的であり、評価通達の形式的な適用は不適当として、純資産価額（3,443 円）で評価すべきとして更正処分を行いました 。

- **争点**:
  - 課税時期直前の資産構成の変動が、株特判定を免れるためのもの（評基通 189 なお書き）に該当するか。
  - 仮に株特でなくとも、併用方式による評価が著しく不適当な事情があり、総則 6 項を適用すべきか。

---

3. 各審級の判断

本件は審級ごとに判断が分かれる結果となりました。

審級	判断	主な理由
国税不服審判所 (R3.8.27)	**納税者敗訴**	・一連の行為が「相続税の負担を大きく軽減させることを重要視していたことは明らか」と認定。 ・形式的に S1+S2 方式の選択を許すことは、「他の納税者との関係で租税負担の実質的な公平を著しく害する」と判断。
東京地方裁判所 (R7.1.17)	**納税者勝訴**	・評価通達では、小会社の評価で併用方式の選択を認められている。 ・評価方法の選択により評価額が純資産価額と乖離することをもって、直ちに「実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるとはいえない」と判断。
東京高等裁判所 (R7.6.19)	**納税者敗訴**	・地裁判決を破棄。 ・後述の通り、①金額の著しい軽減と、②納税者の積極的な行為の 2 点を認定し、総則 6 項の適用を認めた。

---

4. 東京高裁の判断ポイント：総則 6 項適用の 2 要件

東京高裁は、令和 4 年 4 月 19 日の最高裁判決（タワマン判例）が示した判断基準に沿って、「特段の事情」の有無を判断しました。

① 金額の著しい軽減

地裁が減少「割合」（約 44.6%）に注目し、著しいとまでは言えないとしたのに対し、高裁は減少「額」にも注目しました。

- **課税価格の減少**: 約 38.3 億円 → 約 21.2 億円（約 17.1 億円減少）
- **相続税額の減少**: 約 9.7 億円減少

高裁は、この軽減される相続税の「額、割合等を総合的に考慮」すると、納税者の負担は「著しく軽減される」と結論付けました。

② 納税者の行為（意図と実行）

高裁は、納税者側の一連の行為が、相続税の負担軽減を意図した積極的なものであったことを詳細に認定しました。

- **明確な意図**: 相続開始の約 3 ヶ月前、証券会社に「節税したい」との希望を伝え、相続税対策の相談を開始したこと。
- **具体的なスキームの協議**: 資産管理会社への増資による具体的な相続税圧縮効果（40 億円の増資で税額が約 10 億円になる等）の説明を受け、株特外しや比準要素数 1 の会社からの除外策を含め、担当者と連日のように協議を重ねたこと。
- **スキームの実行**: 上記協議に沿って、新株発行等のスキームを実行したこと。

これらの事実から、納税者が「相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて新株発行を行ったことは明らか」であると断じました。

---

5. 結論と実務上の留意点

本判決により、総則 6 項の適用可否は、以下の 2 つの要件が揃った場合に肯定されるという近時の司法判断の流れが、より明確になったかと思います。

1. **結果**: 評価通達の形式的な適用による、客観的な評価額との著しい乖離と、それに伴う税負担の「著しい軽減」（額と割合の双方を考慮）。
2. **行為**: その結果（税負担の軽減）を意図・期待した、納税者側の「積極的な行為」。

今後の実務においては、節税を目的とするタックスプランニング、特に相続開始直前の対策については、その経済的な合理性を十分に検討するとともに、租税回避との指摘を受けかねない露骨なスキームの実行は、総則 6 項により否認されるリスクが極めて高いことを認識する必要があります。相談記録や議事録等が、意図を認定する証拠として重視される点も留意すべきです 。

[担当：澁田　俊介]